

第二章 構造及び器材

2.1 給水装置の構造

給水装置の構造は、次の各項に適合しているものとする。

- (1) 配水管から給水管を分岐する場合は、次の使用量に対して著しく過大な口径には出来ない。
- (2) 配水管から分岐する給水装置の取出し位置は、他の給水装置取出し位置から30cm以上の間隔をとる。
- (3) 水圧、土圧、地震、その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染または、漏れるおそれのないものであること。
- (4) 電食、浸食及び凍結等を防止するため、適切な措置を施す。
- (5) 受水槽、プール、その他の水を受ける器具、施設等に給水する場合は、水の逆流を防止するため、適切な措置を施す。
- (6) 給水管に空気が停滞する恐れのある箇所には、排気装置を設ける。
- (7) 当該給水装置以外の水管、その他の設備に直接連結は出来ないものとする。
- (8) ポンプ、その他の水衝撃作用の恐れのあるものには、直結出来ない。
- (9) 別個のメーターで計算されている給水装置の、相互連絡は出来ない。
- (10) 将来とも維持管理が容易であること。

2.2 材料及び器具

給水装置に使用する材料及び器具は、次の基準に適合しているものとする。

(1) 材料及び器具

給水装置に使用する材料及び器具は、政令で定められた構造・材質基準適合品であること。

- ① 自己認証品については、7項目のデータ確認。
(耐圧、浸出、水撃限界、防食、逆流防止、耐寒性能、耐久性能)
- ② 第三者認証品の場合は、マークの確認。
第三者認証機関名 (a) (社) 日本水道協会 J W W A
(b) (財) 日本燃焼器具検査協会 J H I A
(c) (財) 電気安全環境研究所 J E T
(d) (財) 日本ガス機器検査協会 J I A
- ③ 日本工業規格 J I S

2.3 給水装置データベースの機能等

- 1) 基準に適合した製品名、製造業者名、基準適合の内容、基準適合性の証明の方法及び基準適合性を証明した者に関する情報をデータベースとして集積し、製品類型別、製造業者別等に検索を行える機能。
- 2) データベースへの接続方法
平成9年10月1日より運用を開始し、厚生省給水装置データベースのホームページとリンクを行う。

○接続先 [URL : <http://kyuusuidb.mhlw.go.jp/tec/kyusuidb/index.action>]